

行政不服審査制度検討会（第10回）議事要旨

1 日時 平成19年4月24日（火）16時15分～19時

2 場所 九段合同庁舎8階 第2会議室

3 出席者

（参集者）小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、小幡純子先生、高橋滋先生、
中川正晴先生、雛形要松先生、藤村誠先生、前田雅子先生、
山本隆司先生、和久井孝太郎先生

（座長、座長代理以外は五十音順）

（説明者）別添の議事次第参照

（総務省）宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・
制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・
制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

- （1）開会
- （2）財務省ヒアリング
- （3）厚生労働省ヒアリング
- （4）閉会

5 会議概要

（1）財務省ヒアリング

ア 財務省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

○ 中間取りまとめにおいて、いわゆる通達審査事件の第三者機関への諮問について記載している関係で、国税通則法99条の運用状況はどうなっているのか。

○ 現行の異議申立ての手続を再調査請求という形で残すとした場合、再調査請求を前置としなければならない必要性はあるのか。

イ 参集者から以下のような意見が出された。

○ 平成17年度の異議申立て件数のうち、20パーセントは取下げとなっているが、これは簡単な計算間違いなどを原因とする事案について、すみやかに原処分の見直しを行うことにより対応した結果としての取下げ事案であり、実質的に権利保護が図られているということを説明できるよ

うにしておいた方がよいのではないか。

- 執行停止に関して、中間取りまとめでは、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められるとき」と記載していることから、現行法 34 条 4 項に定める「処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき」について記載していなくても、特段、問題ないのではないか。

(2) 厚生労働省ヒアリング

ア 厚生労働省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

- 社会保険等に関する処分については、行審法の 2 章の規定が適用除外とされているが、その分は運用でカバーしているのか。
- 生活保護について、都道府県知事に対する審査請求の枠組みを取り払って、市町村長への異議申立てとする余地はあるか。
- 審理の一段階化については、基本的な考え方が違うようだが、現状認識について、もう少し詳しく説明してほしい。

イ 参集者から以下のような意見が出された。

- 中間取りまとめでは、争点証拠整理について、複雑な事件について導入することとし、一定の場合には行わないこととしていることから、厚生労働省の意見とは矛盾しないのではないか。
- 行審法のレベルをアップし、公正・中立な手続を導入しようとしている中で、現行制度を残す場合に、どのように国民に説明するのかは問題である。

(3) 第 11 回検討会は 4 月 25 日（水）9 時 30 分から 12 時、第 12 回検討会は 5 月 9 日（水）16 時から 19 時、第 13 回検討会は 5 月 10 日（木）10 時から 12 時に開催する予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省行政管理局行政手続・制度調査室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。